

「平成20年版 交通小六法」の正誤表

本文中におきまして、次のような誤りがございましたので、深くお詫び申し上げ、訂正いたします。

該当頁	該当箇所	誤	正
85	下段1行目から2行目まで	第百十七条第一項、同条第二項[五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金]、	第百十七条第一項[五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金]、同条第二項[十年以下の懲役又は百万円以下の罰金]、
95	下段6行目	(罰則 第百十九条の二第一項第二号	(罰則 第一項については第百十九条の二第一項第二号
168から169まで	168頁下段の左から13行目から169頁上段8行目まで	三 [略] 四 [略] 五 [略] 六 [略] 七 [略] 八 [略] 注 第三号～第八号は、[以下略] 第百十七条の四条中[中略]第八号を第四号とする。	三 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第一号の規定に違反した者 四 偽りその他不正の手段により免許証又は国外運転免許証の交付を受けた者
573	中段14行目	四時限	三時限
687	下から7行目	大型自動二輪車や普通自動二輪車や原動機付自転車	二輪車
688	上から6行目	普通二輪車免許	普通二輪免許
	上から30行目	前方に	前方を
	下から16行目	ジグザグ運転を	ジグザグ運転、無理な追越しや割り込みを
	下から15行目	与えます。	与えます。車間距離や側方間隔を十分に保ちましょう。
689	上から27行目	(1) レバーを	(1) ブレーキレバーを
	上から28行目	(2) ブレーキペダルを	(2) ブレーキペダル又はブレーキレバーを
690	上から7行目から10行目まで	2 夜間の通行など 二輪車に[中略]着用する ようにしましょう。	「2 夜間の通行など」の項を削除
	上から11行目	3 押して歩くとき	2 押して歩くとき